

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和7年3月18日（火曜日） 開会 午前 9時06分 閉会 午前10時07分 散会 午前10時07分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 廣 野 房 男 副委員長 岩 本 知 帆 笹 野 康 男 稲 吉 照 夫 黒 木 一 吉 本 智 明 藤 本 和 美 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	野坂純子議員 松本忠明議員 長谷川進議員 田境 毅議員 都築幸夫議員 丸山千代子議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 教 育 長 池 田 和 博 企 画 部 長 内 田 守 孝 総 務 部 長 林 保 克 税 務 担 当 参 事 稲 熊 公 浩 消 防 長 山 本 秀 幸 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 企画部次長兼財政部長 岩 瀬 仁 史 総 務 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長 山 川 真 知 子 教育部次長兼文化スポーツ課長 夏 目 守 雄 企 画 政 策 課 長 柴 田 淳 一 DX推進担当課長 内 海 敏 明 合 併 70 周 年 担 当 課 長 本 田 京 子 総 務 課 長 藤 田 美 香 税 務 課 長 小 林 祐 史 子 庶 務 課 長 稲 吉 仁 安 全 衛 生 担 当 課 長 松 山 順 子
議会事務局職員	議会事務局局長補佐 手嶋 大地

議に付した 案 件	第3号議案	幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正について
	第4号議案	幸田町若者奨学金条例の制定について
	第5号議案	幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	第6号議案	幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について幸田町火災予防条例の一部改正について
	第7号議案	幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
	第8号議案	幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
	第9号議案	幸田町税条例の一部改正について
	第10号議案	幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	第11号議案	幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
	第12号議案	幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正について
	陳情第1号	刑事訴訟法における再審に関する規程の改正を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会にお集まりいただきありがとうございます。

今日から例えば、甲子園では選抜野球が始まると、東京では大リーグの開幕戦があるということで、今、野球熱が非常に、この時期かもしれませんが盛り上がっているということで、私たち小さい頃からソフトボールですが、ソフトボールチームが減ってきて心配だ心配だと言っておりますけども、ここで幸田町の野球熱が高まってソフトボールチームがもっと増えてくれればいいのかなどというふうに思っておりますけども、ソフトボールだけじゃなくて、若い子たちのスポーツのやり場ですね、バスケット、サッカーでもバレーでも、いろんな今、卓球でも日本のスポーツというのが今世界でも相当なレベルに上がってきとるということで、何をやってもスポーツをやっただけであればありがたいなと思っておりますけども、幸田町にそういう施設がもっとどんどん増えてくるといいかなと思っております。

今、心配されるのが例えば、甲子園で今から戦う高校生が御飯がいっぱい食べれるかなど。米が去年の倍になつとるんですね、去年の同時期に比べると。それだけたくさん食べる子たちの米の費用というんですか、恐らく高くなってるんじゃないかなと思っておりますけども、そういったところがちょっと心配ですけども、それで農家の方たちの所得も倍になつとれば私いいのかなと思うんですけども、何か流通だけの問題で高くなっているということですと、ほんとに誰かが中間で何かお金をふんだくようなことじゃほんとに子どもたちも農家の方たちもかわいそうだなと思っておりますけども、何とか通常に戻るような施策がでんかなと思っておりますけども、去年は今の半額だったということで、半額になれば本当にいいかなと思っておりますけども、ガソリンも上がったままなんでも上がったままですので、何かそういうところ難しいかもしれませんが、何とか子どもたちのために何かお米の面でもスポーツ施設の面でも何かやっただけであればいいかなと思っておりますけども、皆さん方も協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、開会に先立ち、町長から挨拶をいただきます。

町長。

町長 皆さんおはようございます。

まず、区長会の令和6年度区長会も無事に最後の3月の定例区長会終了しております。そして、先週の日曜日をもってほぼ全ての集落における初集会、役員交代等々が円満に終了していると思われまふ。いよいよ新しい体制が構築されたと思っております。

また、19日、あしたでありますけども、小学校の卒業証書の授与式があるということで、皆さん方にも御案内が行つてるかと思っておりますが、よろしくお願ひします。

消防の関係でありますけども、現在の稲吉消防団長が任期満了に伴ひまして交代されて、新しい消防団の新体制が4月1日より体制が整うということでありまふけども、内偵のような段階で新しい消防団長野場区在住の現在の副団長であります磯部有哉さん、そして新しく副団長につきましては鈴木幸紀さんを模索中でありまふけども、選任しておりますので御理解いただきたいと思っております。

それから、昨日、庁舎内で事件がござひまして、トイレの中で亡くなられた方がおるということで、今日の朝の1時10分頃まで警察による現場検証を行つておりました。庁

舎のトイレ内で死亡事故なので、庁舎管理ということで財政課のほうが対応しております。確定申告におみえになったお客様だと思われま。事務課のほうに来て予約を取られたと思いますけども、結果的にはお待ちになって事務課のほうには来られなかったんですけども、それが2時であります。だけど、午後8時15分になって遺族の方が心配されまして、家族がみえないということなので、どうしたんだろうということでお越しただいて、その遺族の方が午後8時25分1階の東側トイレで亡くなっている状態だと思われま。発見されたということで消防に通報して搬送していただきましたけども、一応、私どもとしては消防が来る前の間、AEDや心臓マッサージを行ったものでございます。警察のほうから昨日の夜22時47分、現場検証を行いたいということで、財政課の職員立会いの下に役場で現場検証を行ったということです。現場に警察が到着したのは24時45分でありますけれども、最終的な検証が終わったのは今日の朝の25時10分ですから、午前1時10分ということで報告を受けておりますけども、まだ、継続して防犯カメラとかいろんなところで捜査中でありま。私どもが分かる範囲で報告をさしていただきたいと思っております。大変家族の方々にはお見舞い申し上げたいと思っております。

本日は10件にわたりまして、付託された担当議案の審議をお願いしたいわけでありま。すけども、いずれも重要な項目であります。慎重審議の上、本会議におきましても原案承認いただけますことをお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。お願いしま。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますから、ただいまより、総務教育委員会を開会いたします

開会 午前 9時06分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会、本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めま
(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第3号議は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 奨学金を自治体として基金を作ってやられてるのはそんなに多くはないと思うんですが、公益信託という制度ですが、民間の制度がある中で、ノウハウもなくゼロから立ち上げるということで、どうして町独自でやることになったかお聞きします。

委員長 企画部長。

企画部長 今回ですね、この奨学金については寄附される方の意向で寄附していただいたお金で奨学金をお支払いいただきたいと、給付いただきたいというようなことが寄附者の方の御希望ということでありましたので、実際には例えば、信託会社といろんなところがやっただけだと、もう少し需要度が高く融通も利いて寄附者の方の御意向がしっかりとかなえられる制度になるかなということで、いろいろとお話を寄附者の方とさせていただいた中で結果的に、やっぱり町の中で寄附をしたいという思いが強かったものですから、町のほうで御寄附を受けて、町のほうで留学とそれから国内大学への奨学金という制度を行うというふうにしたものです。この内容につきましては、寄附者の方の御意向をお聞きしながら、町の立場も御意見させていただきながら制度設計をしていっているところでございます。

委員長 1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 はい、分かりました。7月頃に募集をされるということで、またそのとき高校3年生とか進学先が決まってないかと思うんですが、志望校を第1志望ですとか、そういったもので決めるのか、また、志望校に入れなかったときはどうされるのかお聞きします。

委員長 企画部長。

企画部長 こちらの留学、それから国内大学の奨学金についても、まだ内容的には詰めていく必要があるかと思えます。実際には、7月以降に募集をかけていながら、ある程度のところでですね、期限を設けなければいけないので、そうすると、今、委員言われましたとおり、まだ決まってないような状況もございます。そのときには、すいません、今、考えている留学のほうで申しますと、仮、予約的なもので申し込んでいただいて、それから決定ができた場合にはですね、その決定、例えば国外の留学先であったり、それから語学、語学の勉強をする学校の入学の決定通知、そういったものを受けて仮決定から本決定に移っていくような形を考えております。そういうような形で事前の形での審査とか決定になりますので、ある程度、そういった形で受けざるを得ないかなというふうに現在は考えております。

委員長 1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 成績を加味してとか、留学先を加味してということが書いてあったかと思うんですが、本当にそれ非常に難しいかなと思ひまして、高校3年生の成績を加味するのか、留学先で加味するのか全然違うかと思うんですが、高校によって全くレベルが違うでしょうし、留学先もいろんな学校があるかと思うんですが、そういったところはどのように選考委員会も立ち上げるということですが、どのように考えていかれるんですし

ようか。

委員長 企画部長。

企画部長 今言われたとおりですね、成績についてはそれぞれ所属しておられる、在学しているところですね、レベル差があったりもするようなことは当然あるかと思います。留学について言いますと、語学的な基準を設けて、それも合わせて評価というか、基準の選考の中に入れてくことになろうかと思います。それも基準を設けていきますので、TOEICだとかTOEFLだったり、それ基準以上の方を募集要件をすると。

それから、あと、寄附者の方の御意向の中でやっぱり日本だったり、世界で活躍できる方ということでもありますので、そこら辺を聞き取ってどういう将来に希望を持っているか、どういうことをやりたいか、そういったところも小論文であったり、あと、今、面接をちょっとやるか、やらないか、まだ決定はしてないですけど、そういったところも含めて寄附者の方の御意向に合うようなことを奨学金を申し出てる方たちがどういうふうに考えているか、そういったところも聞き取っていききたいなというふうに思ってます。

あとは、経済的な基準、そういった経済的に苦しい方について手を差し伸べたいという御希望もありますので、そこら辺のところもまた申請基準の中にも含まれてきたというふうに思ってます。

委員長 合併70周年担当課長。

合併70周年担当課長 国内大学の進学についてのほうでお答えをさせていただきます。

申込みにつきましては、日本学生支援機構、こちらの予約サイトに申込みにつきましても、高校3年生から始まっていきますので、こちらと同じ時期に申込みを受けていくということにさせていただいております。

続きまして、成績の証明ということになりますけれども、こちらは実際に大学進学をする熱意、それから途中で辞めないことということも大事なことになりますので、成績の証明を出していただくことになっております。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。選考委員会のメンバーはまだ決まってないかと思うんですが、どのように考えてらっしゃいますでしょうか。

委員長 企画部長。

企画部長 選考委員会ですけれども、ほかのところの事例を見ながらまた決めていきたいなとは思っておりますけれども、今回、寄附者の方の御意向であります例えば、日本であったり、世界で活躍できる方を育てたいという、支援したいという思いもありますので、できれば今、私が思ってるだけかなうかどうか分かんないですけども、そういった起業人的な感覚を持った方、そういった方も入れて御意見を選考の中に反映できればというふうに考えております。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 今回のこの条例に関して、人事秘書課と企画政策課で立たれているのかなと思うんですが、そのすみ分けというか、どのように今後役割分担というか、されていくのかお聞きします。

委員長 企画部長。

企画部長 留学のほうを企画政策課、それから、国内の大学の奨学金のほうは人事秘書課というふうにすみ分けをさせていただきたいと思ってます。

委員長 ほかありませんか。

13番 笹野康男君。

13番 笹野康男君 幸田町で、この条例を作られるいうことで、ほんとに将来の幸田町の子どもたちのためにすばらしい条例かなと私は思ってます。それができる体制は要するに、寄附者のおかげだなとこういうふうにするわけでありまして、本当にありがたい話であります。そして、幸田町の若者を育てるためにはいい条例を作っていたらというふうには私は思っております。

そういう中で、やっぱり先ほど委員長がちらっと言われましたけども、スポーツに対してもほんとに子どもたちが先だって、世界で通用するような子どもたちができていくといいなというふうにするわけでありまして。そのことに考えたときにやっぱりいろんな選考自体も難しい問題もあろうか思いますけれども、ほんとに将来の子どもたち、幸田町の子どもたちが幸田町の出身ですと、幸田町の子どもですと、こういう名前が挙がってくることを非常に私は期待をするわけでありまして。そういう部分では、この条例はほんとにありがたいなというふうには思います。幸田町の財政の中で簡単にこんな条例ができるわけがないな、簡単に。私は思ってるんですけども、ほんとに寄附者に対して感謝を申し上げたいなというふうには思いますし、その運用自体をしっかり企画なり行政がして、幸田町していかにかんなどというふうには私は思っております。そういうことに関して、やっぱり先ほど言った運営委員会の話でありますけれども、要するに、選考委員会といいますか、運営委員会といいますか、そういう形の中で選考がほんとに非常に厳しい形になるという感じがするわけですけども、だから、その委員自体が選ぶのにね、大学の先生を選ぶのか、町内だけの人を選ぶのかということもあるわけですけども、そこらを具体的にはどういうふうに考えてみえるかというの、選考委員によってはほんとに変わってきちゃうだろうなと、こういうふうにするわけでありまして、こちらの点はどういうふうには考えてますか、もう一度再度お聞きしたいですけど。

委員長 企画部長。

企画部長 今、言われたとおり、選考委員によってですね大きく、大きくというか、どういうふうにするかというのは大変重要な問題だと捉えております。ほかのところも見てみますと、割と内部的な選考委員を選んでおるところも多い状況であります。その中で、どういうふうを選んでいくかということをもっと検討はしていきたいなと思っております。先ほど言いましたとおり、起業的な視点であったり、先ほど委員が言われた大学の先生であったりっていうところもまた、1度検討をしていきながらどのような形がいいかというのは、ほかの市町もやってる事例もあるもんですから、そういったところも見ながらもう少し要綱を作るまでに時間があるもんですから、しっかりと検討してまいりたいなと思っております。

委員長 13番 笹野康男君。

13番 笹野康男君 確かに、前の協議会の中でいろんな今後のスケジュールが示されたわけで

ありますけれども、その中で、ある具体的には7月以降に募集をかけて、こういう話であったように記憶をしておるわけでありまして、本当に今後、これからこの1年、先ほど言いました10月以降になってくるのかなという感じがするんですけれども、そう日程的にあるのか、ないのかといたら、あまりないわけでありまして、早急に真剣に考えていってほしいなという形で、寄附者が満足するような形、将来幸田町の子どもが活躍できる場を作っていただくという形でよろしくお願いをしたいなというふうに思っております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第5号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第6号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますが、理事者に補足説明があれば説明を求めます。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第7号議案につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、15ページから34ページ、議案関係資料につきましては22ページから57ページとなりますので、御鑑賞ください。

第7号議案、幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。補足説明といたしましては、議案質疑において丸山議員から今回の扶養手当の制度の見直しに伴い、影響を受ける職員数及び人件費への影響額について資料要求をいただきました。資料については、最終日に提出する予定で準備をしておりますが、本日この場におきましても、その内容について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の制度の見直しに伴う職員への影響についてですが、扶養手当の支給額が減る職員と増える職員がおります。今回の見直しは、配偶者については2年かけて6,500円減額、子については2年かけて1人3,000円の増額でありますので、減るパターンといたしましては、扶養親族が配偶者のみ、あるいは配偶者と子が2人までの場合で、該当する職員は53人になります。逆に増えるパターンとしては、扶養親族が配偶者と子3人以上、あるいは扶養親族が子のみの場合で、該当する職員は78人です。

次に、人件費への影響額であります。まず、配偶者に係る扶養手当を2年かけて6,500円減額することによる人件費への影響額は436万8,000円の減。一方で、子に係る扶養手当を1人当たり3,000円増額することによる影響額は730万8,000円の増となり、差し引きすると制度が完成する2年間で、人件費への影響額は294万円の増となります。

補足説明は以上です。

よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

13番 笹野康男君。

13番 笹野康男君 この旅費規程の関係なんですけども、これはこれでしゃあないですけど、

ほかにも変えていくべき旅費規程が私は思っておるんですけど、それは考えてみえるかどうかという話であります。職員が要するに、研修とか東京とかそこらに行きます。今、最近、旅費が結構かかるわけであります。1泊するのにも1万2,000円、3,000円、5,000円とか、こういう形になっております。そういう意味で旅費規程もそういう部分で上げていくべきじゃないのかなとこういうふうにするわけなんです。確かに、一万二、三千円だったと私記憶してるんですけども、それを例えば1万3,500円とか1万5,000円とか、特に東京へ出張なんかへ行く場合は、泊まるところが正直言って1万5,000円とかそういうレベルだと思ってますので、そこらについてもこの機に変えていくべきじゃなかったのかなと、私は逆にそういうふうにしてあります。この条例とは違う話をして誠に申し訳ないとは思ってるんですけど、なぜ、上げてこなかったかという話を聞きたいわけじゃありませんけど、ここらの点どうでしょう。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 今回の条例改正は、国の規程の仕方が法律に規程されていたものが政令規程をされたりする関係で、条例の中で法律をみに依っていたような規制があるんですけども、そこが成立しなくなるので、そのための改正でございます。

今回国の方で、旅費、委員がおっしゃられた宿泊費などにつきまして、自費弁償というのか、費用を負担するような形で大きな見直しがあったんですが、その部分につきましては、もう少し時間をかけまして、来年度1年間かけまして仕組みなどを総合的に見直して、改正をしようと思っております。今回は、法改正に伴い取り急ぎ読むことができなくなる部分、成立しなくなる部分についてのみの改正ということで、今後検討をしていくことを考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 13番 笹野康男君。

13番笹野康男君 誠に申し訳ない質問をしました。今後、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第8号議案、幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案 幸田町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第9号議案 幸田町税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第10号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なければこれをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第11号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 確認ですけども、先日、お話がありましたけども、申し込む段階で利用するかどうかということを伝えるということでしたけども、この鍵の管理も使用後にその日に施設類の管理の鍵を返すという形の解釈でよろしかったでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 主に、基本的には当日を原則としますけども、当然、夜間の利用がありまして、大体10時ぐらいまで学校のほうが使いますと同時に、公民館の鍵を返してもらおう公民館のほうも10時で閉まってしまうものですから、早く返せるんだったら返してもらいますが、基本的にはまたその翌日中には返してくださいということで、鍵のほうも1つだけではなくて、2つぐらい準備して対応できるようにしていきたいと考えてます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君　そこで、1つ私提案さしてもらいたいですけども、プリペイドカードみたいな形でスイッチでそれを差し込んで帰る方がプリペイドカードを最初取得されて、その日に利用してその形で精算するちゅうような形、システム、ちょっとそこだけしないと、来年度、小学校の各体育館も全部、空調設備ができるですと、全部で9か所ですかそういう形になりますので、非常に煩雑になるし大変かなと思います。そういった面で、新しく小学校作られる、設備されるわけですので、その段階でプリペイドカードで処理できる形のものをされたらどうかというふうに思うわけです。そうしますと、当然、事前にプリペイドカードを買っておいていただいて、そのときの状況によって使っていただく、特に今、熱中症の問題、気候変動も激しいので、借りるときは使う予定なかったけども、どうも当日になってからあまり暑いのでどうしても使いたいというときになると、そういった問題、なかなか処理難しくなると思いますがね。ちょっと今後の計画も含めて、今後の管理の在り方としてちょっとそういった管理者も楽になるように使う方も気楽に使えるような形というものは、これからは必要じゃないかなと思ひまして、ちょっと提案さしてもらいます。今後、検討していただいてその結果がよければ今の中学校3校にもそういった設備をしてもらって、使い勝手、より管理のしやすい形というのを私はお願いしたいと思うんですけど。その辺の考え方はいかがでしょうか。

委員長　文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長　今、委員の言われた管理ができる学校解放に関しては非常に楽だなというところがあります。当然、予算的な部分もかなりの金額にもなってくるとは思いません。そもそも、体育館の空調をつけるということ自体が学校の義務教育の現場、あるいは災害時における避難所、これが基本的には考えに入りますので、そういったことも重視しながらそういった対応をできるかということは、また今後の検討にはなるとは思いますが、今、この段階でそれができるという判断はできませんが、できるだけ管理上、管理しやすい、運営しやすいことがやれたらなというふうには思います。

委員長　12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君　いずれにしましても、今後の管理は非常に先ほどに言われたように夜遅くから、鍵を返してもらおう云々とか、明るく日朝一番ちゅうのも大変だと思うし、そういった面で、新しく設備するところにやっぱり考えられてやっておくと、今後長い間使うわけですので、ぜひそういった管理のしやすい、使い勝手のいい形で進めてほしいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長　13番　笹野康男君。

13番笹野康男君　ほんとに中学校の体育館に3校、空調施設ができたということで、ほんとに生徒も先生方もほんとに喜んでみえただろうと思うのも、特に卒業式があったわけでありまして、ほんとに毎年ストーブをたくような形で行うものが、こういう形になってきて、ほんとによかったなというふう思うわけでありまして。

ただ、1点、今後学校開放でオープンに使われるような状況が当然起こってくる。そうした中で、要するに中学校、またこれからまた補正予算で出される小学校の体育館の

空調の関係も来年度中には何とかなってくると、こういう話でありますので、ほんとに気候変動といいますか、異常気象の中で夏は間違いなく暑い状態に私はなるだろう。冬も今年は特に寒かったんですけども、そういう形で本当に空調を使っただけの授業になり、スポーツ解放をしていくという状況が頻繁に起こってくるだろうなど、こういうふうに想定するわけです。その中で、問題は協議会の中で前の協議会で示された中では、暑さ指数によって使用可能だよと。要するに、三十何度になったら体育館のエアコンは使えるよとか、要するに、卒業式のほかには使っちゃいかんよとか、いろいろ規制をこれから考えていかれるのかどうか、そこらの点、常に暑いと思ったら使ったらいいのかどうかという問題。そこらの点、寒いから使いたいんだとこう思ったときは簡単に使わせていただけるのかと、こういう話であります。スポーツ解放のため、そこらの点どう思うのか、協会ではちゃんと規制を張ったような言い方で示されたと思うんですけども、そこらの点はどうなんでしょう。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 学校開放につきましては、その指数とかということではなくて、利用者が入れたいという判断、当然、基本的にはお金のかかる話ですので、入れずにやれるのがいいんでしょうけども、その指数とかということではなくて、利用者の判断で空調は使う、使わないの判断してもらえれば結構です。学校のほうの利用でその指数というのは若干、何か取決めがあるかもしれませんが、スポーツ解放についてはあくまでも利用者の判断で、利用ができるということになります。

委員長 13番 笹野康男君。

13番 笹野康男君 分かりました。利用者の判断で申請するときに申請して使いたいときに使うと、こういうスイッチを入れていくと、こういう話であると、それであればいいわけでもありますけども、暑さ指数とかそういうことを考えて当日は使えない、駄目だよと、こういう話になってくるとつらいな、こういうふうに思うわけでもありますけども。

それと今回の条例の中で、要するに、利用者負担が2,500円になると、こういう話があります、時間当たり。あれ、4基一遍に入っちゃうから、そうだよと、こういう話がありますけど、例えば、スイッチで半分ずつという話はなかったですよ。そこら確認ですけど。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 実際には、体育館についてる空調というのは、2分割されています。コートでいうとA面、B面になるかと思いますが、結局、A面、B面それぞれどっちかだけを例えば、冷やすというようなことは不可能になります。当然、スイッチを入れれば、全体を冷やすことになりますので、それをA面を利用しているからA面だけをつけてやろうとすると、その1基だけがその全面を冷やそうとするので非常に効率が悪いんです。ですので、利用する際は、片面しか利用しない団体でも全部つけてくださいというふうに考えてます。ただ、使用料金については、やはり、そこは問題になると思いますので、全部はつきますけども、使用料金は半分にしていこうかというふうに調整を考えてます。ですから、今、1時間2,500円になってますので、A面だけを利用してエアコンを全体につけたとしても、1時間1,250円というような形で考えてます、運用のほうで。

委員長 13番 笹野康男君。

13番笹野康男君 利用者にとってありがたい話でありますけども、例えば、A面を使うだけであれば、半分しか使わないよ。温度が35度あるから、でも30度ぐらいに下がってくればやれるよと思ったときには、半分で冷やすんで、動かせば温度が多少下がると、それで十分やっつけていけるよと。要するにガス代を安くするための話なんですけどね、トータル的に。今、課長が言われるのは、全部使っても半分1,250円で済むよと、こういう話じゃありますけどね、その分は行政側、町が払うわけでありまして、そこらの点はどういうふうに思うんですけど。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 結局、何回も言うかもしれませんが、A面とB面の壁がないもんで、とにかく1基つけても、2基つけても、温度設定をするとそこに調整した労力というのかエネルギーを使います。ですから、逆に1つだけ使えば、その1基だけ使えば、その1基が頑張るわけです。だけど、2基使えば優しくというのか、エネルギーもそこそこで調整できますので、片面だけのその1基だけをつけることによって、その1基がかなり頑張りますので、通常そこまで頑張らなくてもいい機械がエネルギーを使って一生懸命冷やそうとするものですから、結果的にはそんなに変わらない。1基だけつけると逆に負担がその機械にかかりますので、どうしても温度設定まで一生懸命冷やそうとしますので、そういったところをつけるだったら全体をつける。2基ともつけてもらって効率よく冷やしてもらおう、暖かくしてもらおうということをお願いしたいというふうに感じてます。

委員長 13番 笹野康男君。

13番笹野康男君 そうしたときに設定温度というものは、どういうふうに考えているというのか、家庭でも例えば、今寒いときですけども、25度に設定をするのか、20度に設定をするのか、ちゅうことで、今言われた環境で機械の動き方が変わってくるよと、エアコンって大体そうなんですけども、それをすることによって一旦例えば28度なら28度に設定したときに、夏ですよ、ある程度冷えてしまえばいいわけでありまして、そこらの点は1基で回しとると、確かに28度まで下げるのに時間がかかっちゃうよと。日にちがかかっちゃいます。4台で回せば早く一定の温度に下がって快適になるよと、こういうふうで効率的に費用的にはかなと、当然、ガス会社とかそういう今まで経験してるところが試算しただろうと私は思うんですけども、果たしてそうかなと思っちゃって、私なりに疑問を感じておるわけですけども、一遍やってみにや分かんんですけども、使用料の問題に関してはね。ただ、5,000円ぐらいで済むからと2時間で要するに、2,500円でいいよという設定をされるとこういう話でありますんで、1度やってみな分かんないと、こういう感じがしますけども、よろしく願いますわ。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 委員の言われるとおり、やってみな分かん部分も結構あるんですけども、どちらにしても利用者がこの金額が設定された中で利用者が不利益を生じることのないように、今現在は利用者負担ということでお願いをさせていただきますけども、そういう今委員の言われた様子も見ながらですね、今後は検討していきたいというふう

に思います。取りあえずは、この内容で進めさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 13番 笹野康男君。

13番 笹野康男君 要するに、利用者の負担、利用者負担というの絶対私は頂くべきだと思います、こういうふうに思ってますので、本条例に対しては一応2,500円が適当かどうかと、この部分だけであったわけ、これが半面になるよっちゅう話も今、出されたもんですから、はい、分かりました。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

委員長 1番、藤本君。

1番 藤本和美君 すいません、細かい話で恐縮ですが、今、半面利用が1,250円の運用ということでしたが、A面を使う人が使いたくて1,250円で、B面をまた別のチームが使うときは、どのように説明されますでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 A面とB面を利用してる別の団体があるかというときには、必ず両者エアコンというか空調が要るかどうかというのやっぱり話し合ってもらわなければいけない。そうした中で、それぞれ空調を効いてる中でやってもらった時間数に応じて、利用料のほうを徴収させていただきたいと思いますので、やっぱりAコート、Bコートそれぞれ使つとる団体に対して、1時間当たり1,250円、合わせれば2,500円になりますけども、そういった考え方でいきたいというふうに思ってます。ちょっとA、B、そこが一番難しいところで、A、B、片方は入れたいけど、片方は入れたくない、特にバドミントンなんかだと風の影響を受けるので、そういうふうに出てくる可能性があるんで、そういったところはちょっと利用者同士で話し合ってもらってというところでは考えております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第12号議案 幸田町立学校体育施設めスポーツ開放に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

町長 質疑ありがとうございました。

付託されました10件の参考の議案につきまして、様々な意見をちょうだいしました。ありがとうございます。

まず、寄附の関係で幸田町は奨学金条例を制定するというところで、大変奇特な寄附の方がおみえになるということで、その方の意向も尊重したいというのが第1でありまし

て、そういった方々お話ありましたように日本や世界で活躍できるような人を将来を見据えて私的な財産を御寄附いただけるということでもあります。これは、ハードルを高くしますと幸田町内にそういう方がいるのかなと思ってしまいますし、ハードルを下げますと、これまたたくさんの人気をいただいて選別から漏れた方々に大変不満をいただくという可能性もないわけではないということで、その辺につきましてはある程度、実体、そしてまた事前に7月頃から募集等々始まる時に、ある程度近隣のですね、様々な履歴のある学校等々を訪ねまして、そういった可能性を模索しつつ、かつ、奇特的な寄附される方の本人の意向にも沿った形でないと、継続的な寄附っていうものが続いていかないと思うので、その辺は慎重にやっていきたいと思っております。

また、旅費の関係も御指摘のとおりでこれだけ物価高騰でいろんなところに出張したときにほとんど身銭を切るような状態になっておるとい実態も承知しております、検討させていただくとともに、新しくできます空調に伴う体育館の利用料金についてもですね、様々な角度から実態等を把握しながら一番適正な料金設定の在り方、または、それぞれ今回お願いします金額の中でですね、細かい利用の形態についてはいろんな運用があると思われまますので、その辺は御理解いただきながら慎重に進めていきたいと思っております。

本日は慎重審議、長時間にわたりましてありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。

ここで、暫時休憩といたします。理事者は退席をお願いします。10分間休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書の朗読は全文ではなく、件名、陳情者名、陳情の趣旨につきまして、副委員長に読み上げていただきます。

陳情第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者は、名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会会長、伊藤倫文氏、副会長、船野徹氏であります。

陳情の趣旨は、以下の1から4の内容で再審法改正をするよう国に意見書を提出してくださいとして、1、再審請求書受理後の速やかな実質審理を義務づける等の手続規定の明定をはじめ4項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。意見などがありましたらお願いします。

2番 吉本智明君。

2番吉本智明君 この同様の陳情ですけれども、全国的にも提出されてるようでございまして、愛知県内の状況ですけれども、名古屋市が2024年10月2日採択をされておりました、それははじめとして、現状ではさきの12月議会でも愛知県も採択されておりますし、12月議会までで、16市町の愛知県が採択されとるような状況です。

西三河でいいますと、岡崎市が9月13日採択、安城市が9月27日、碧南市が9月27日、豊田市、みよし市が12月議会での採択をされとるような状況です。この3月議会でもう審議されて採択予定の市町が東邦、日進、瀬戸市とある中で、本町にあっても同様の取扱いをしていったらどうかと考えます。以上です。

委員長 ほかありませんか。

13番 笹野康男君。

13番笹野康男君 この再審に関わる話は、やはり国の方で決めていかにやいかんのかなというふうには私は思っておりますけれども、やっぱり個人的にもやはり今までいろいろ死刑判決ができた再審がなかなか通らなかったと、こういう話で、何十年も再審請求が出とるわけでありまして。そして、結果的には無罪と、こういう話が何度かあるわけでありまして。ほんとに司法のほうでいろいろ難しい部分があるのかなとは思いますが、やっぱり今、全国的に死刑判決から再審請求をしたときになかなか時間がかかって何ともならんと、こういう話はやっぱり避けるべきだろうなど。それは一方で時間がかかる、こういう感じがします。これ、遅かれしだと私は思っています。やっぱり何度か何度かそういうことが起こっておりますので、結論的には早くそういう再審ができるような体制をするということだろうなとこういうふうには思うわけですが、ですから、これを早く通してほしい、通して早く本会議の中で国会の中で審議をすべきだとあるとこういうふうには思っております。以上です。

委員長 ほかありませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今、笹野委員言われたとおり、これは国のほうで決めるべきことであります。そういうことで、ただ、なかなか進んでいかないというふうには思います。私も議会ではなくて、各議員を通して国のほうに上げるのも普通じゃないかなと思いますけれども、各市町、そういう形で動いておりますので、やはり、我々、私ども議員もやっぱり団結して後押しをするというのは、非常に大事なことかなと思いますので、賛成とさせていただきます。

委員長 ほかありませんか。

なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第1号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択すべきもの決しました。

それでは、副委員長のほうから採択後の意見書の読み上げをしていただきます。

副委員長 それでは、議員提出議案目録の1ページから3ページを朗読いたします。

議員提出番号2番、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出、幸田町議会規則第14条の規程により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和7年3月26日、提出者と賛成者については空欄であります。

提出理由、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める必要があるから。

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）

えん罪は無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の1つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者をなつた者を速やかに救済する制度の構築を非常に重要である。

ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官の審理のばらつきが生じることによる「再審格差」が生じており、再審制度によって救済を求める者の手続保証が十分に確保されていない。

以上の次第であり、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記1、再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示することを可能とする手続の制度化。

2、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること。

3、再審請求手続の審理に関する手続規程を明文化すること。

4、証拠の保管及び保存のルールを明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月26日、愛知県額田郡幸田町議会、議長、藤江徹

（提出先）内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長宛。

以上です。

委員長 13番 笹野康男君。

13番笹野康男君 検察官の不服申立を禁止することもあるだで、そんなこともあると思うんだけども、どうなんだろうな。

委員長 ほかに御意見は。

（「なし」の声あり）

委員長 それでは、これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会の審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきしたいと思います。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

長時間、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。
これにて散会といたします。
御苦労さまです。

閉会 午前10時07分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和7年3月18日

総務教育委員会
委員長